

新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定の経緯

・現行の新型インフルエンザ等対策政府行動計画では、一度の感染の波が短期間で終息する新型インフルエンザによる感染拡大を想定していたが、新型コロナウイルス感染症では、短い期間で何度も変異を繰り返し、長期間にわたり複数の感染の波が起こったため、現行の新型インフルエンザ等対策政府行動計画を活用することができなかった。

→新型コロナウイルス感染症及び新型インフルエンザ以外も含め、感染症の種類や感染の波の違い等に幅広く対応できるように改定が必要

・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、平時からの準備の重要性を再確認。

→各分野における平時の備えについて、より重点的に整理・拡充をするために改定が必要

・新型コロナウイルス感染症では、長期間での対応となったため、ワクチン接種の進捗や医療提供体制の強化等、状況変化に応じて、感染拡大を防止しながら社会経済活動を継続できるよう行動制限の緩和が進められた。

→感染拡大防止と社会経済活動のバランスの観点から、科学的知見に基づき、的確に対策の切り替えを円滑にできるよう改定が必要



上記の視点を踏まえ…

令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定

今後、令和7年5月に改定された東京都新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行う。

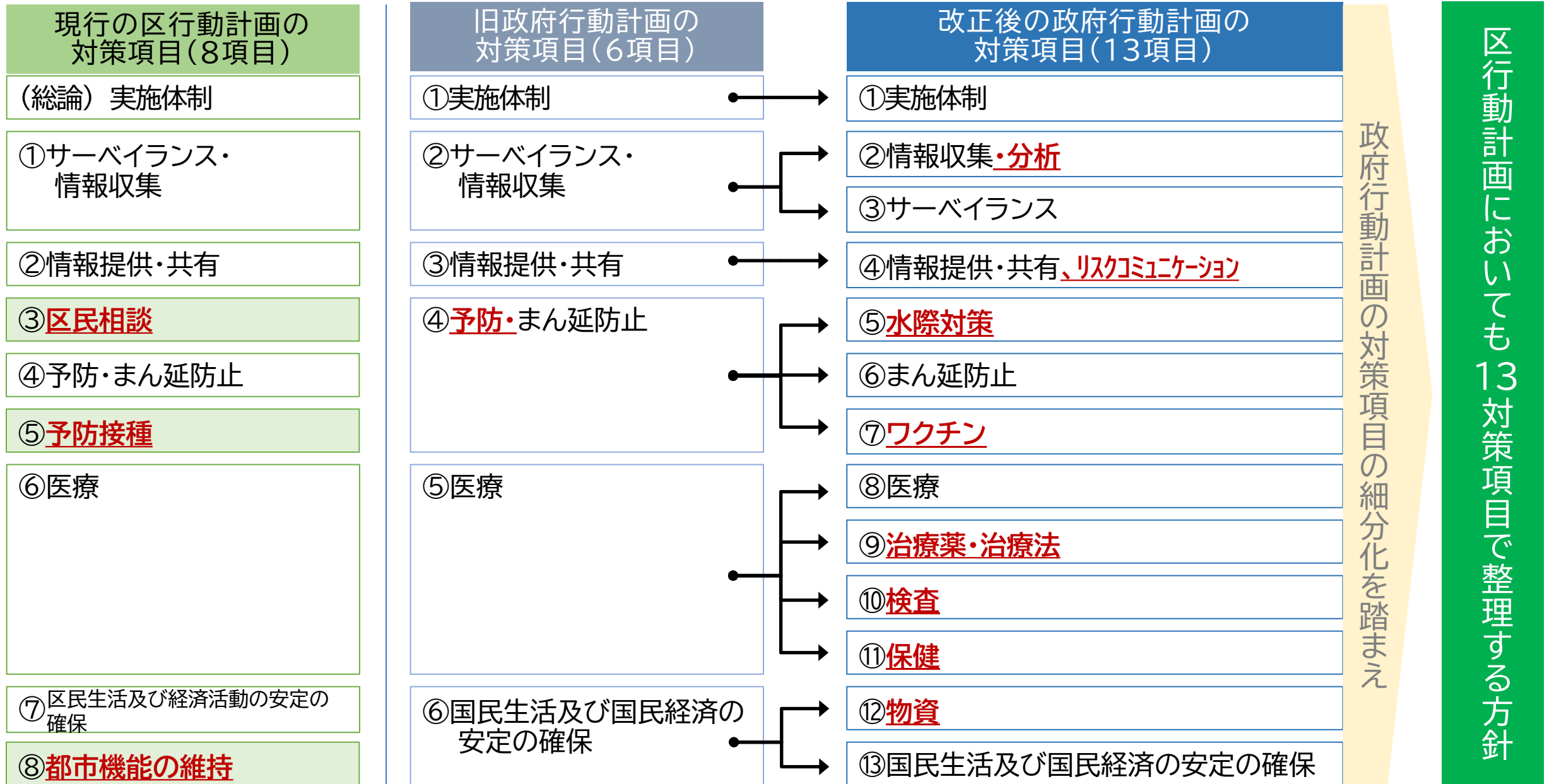
世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）の概要

区計画策定の目的	● 新型インフルエンザ等の感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護 ● 区民生活及び区民経済に及ぼす影響の最小化
記載項目	改定のポイント(計画全体)
策定/改定	約10年ぶり、初の抜本改正(2017年一部改定) ✓ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化 ✓ 内閣感染症危機管理統括庁、国立危機管理研究機構(JIHS)の設置 ✓ 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化
対象疾患	新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	記載を3期(準備期、初動期、対応期)に分け、準備期の取り組みを充実 ✓ 協定締結により医療提供体制(入院、発熱外来)や検査体制等(検査機関、宿泊療養)を整備 ✓ 個人防具等の備蓄、ワクチン等の開発 ✓ 民間企業も含めた研究開発エコシステムの構築やDXの推進 ✓ 人材育成を含めた具体的な体制整備
対策項目	13項目に拡充 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬国民生活・国民経済 ✓ 新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実
横断的視点	各分野横断的な取り組みとして5つの視点を設定 ✓ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発への支援、国際的な連携
複数の感染拡大への対応	対策の機動的切替え ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集・分析し施策に活かす体制を構築
実効性確保	実施状況の毎年度フォローアップ おおむね6年※ごとの改定を明記 ※感染症法上の基本指針、医療法上の医療計画と同様 ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 ✓ 検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等の見える化

区新型インフルエンザ等対策行動計画と区感染症予防計画

	世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画	世田谷区感染症予防計画
計画概要	区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応ができるよう、対策の選択肢を示すもの	感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保に関する事項等についての基本的考え方を示すもの
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)
法の目的	新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする	感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること
対象となる感染症の定義	・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症 ※1 ・ 新感染症 ※2 ※1 当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの ※2 全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの	・ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症 ・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症 ・ 新感染症
直近の策定・改定	平成26年4月	令和6年3月
計画に関する国等の動向	平成17年 東京都新型インフルエンザ対策行動計画策定 平成18年 世田谷区新型インフルエンザ対策行動計画策定 平成21年 新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生して世界的大流行 世田谷区新型インフルエンザ対策行動計画改定 平成25年 特措法施行 東京都新型インフルエンザ等感染症行動計画改定 平成26年 世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画改定 令和 2年 特措法改正 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」とみなす 等 令和 3年 特措法改正 「まん延防止等重点措置」を創設 等 令和 5年 特措法改正 国・地方自治体の権限の強化等 令和 6年 新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定	平成11年 感染症法施行 東京都感染症予防計画策定 感染症法及び感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の改正にあわせて、東京都感染症予防計画を適宜改定 令和 4年 感染症法改正 都道府県と医療機関との協定締結に係る仕組みの法定化 等 令和 5年 新型コロナウイルス感染症を感染症法における五類感染症へ位置づけ変更 令和 6年 東京都感染症予防計画改定 世田谷区感染症予防計画策定

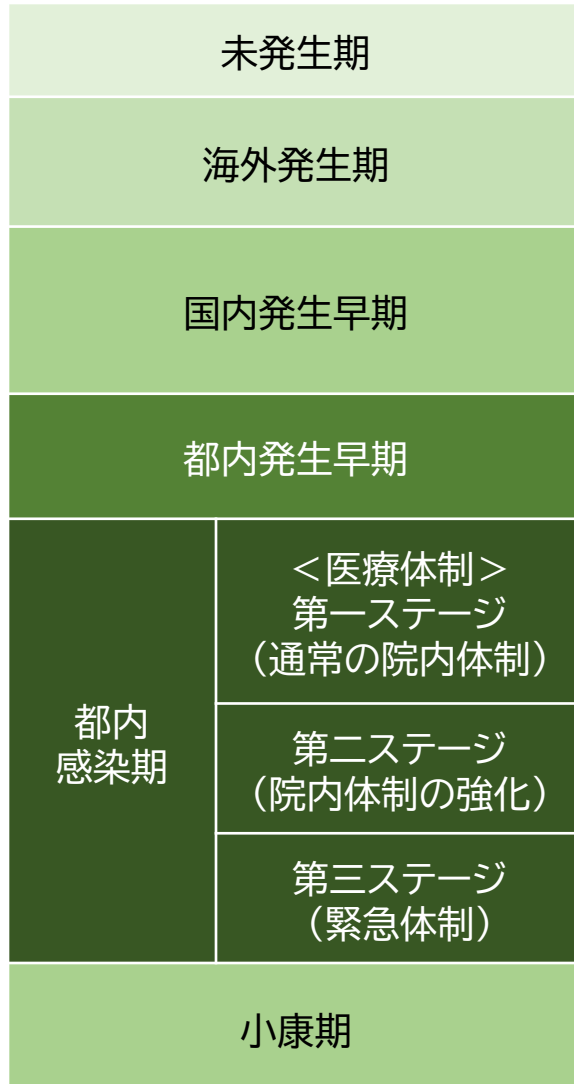
世田谷区新型コロナウイルス等対策行動計画の対策項目の考え方



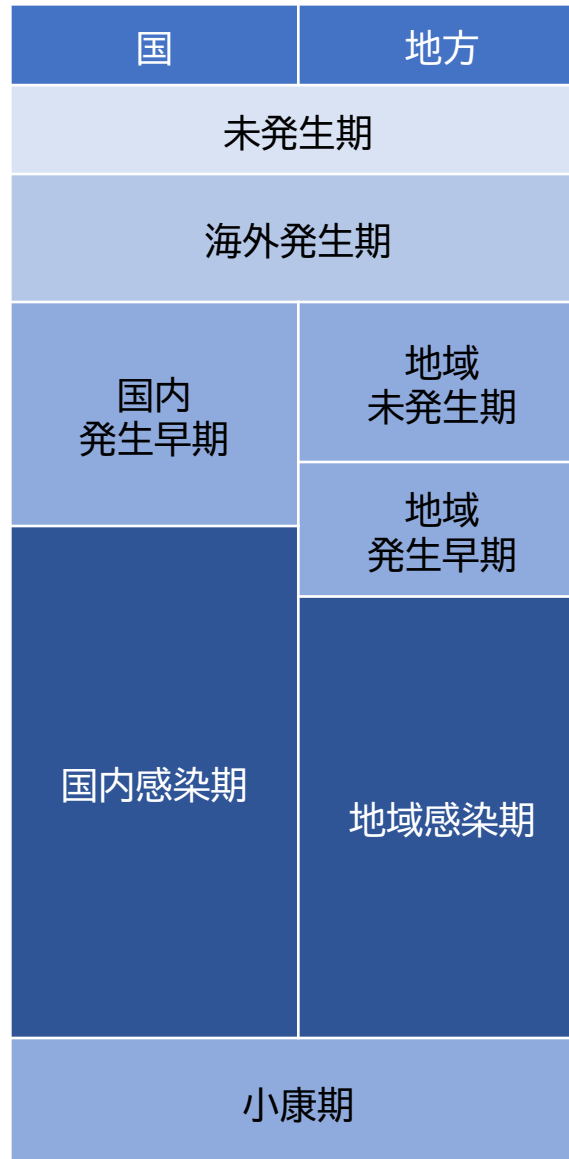
補記: 現行の区行動計画及び旧政府行動計画の赤字・下線は改正後の計画から項目として削除され、改正後の政府行動計画の赤字・下線は新たに追加となった対策項目

世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画の発生段階の考え方

現行の区行動計画の発生段階(6段階)

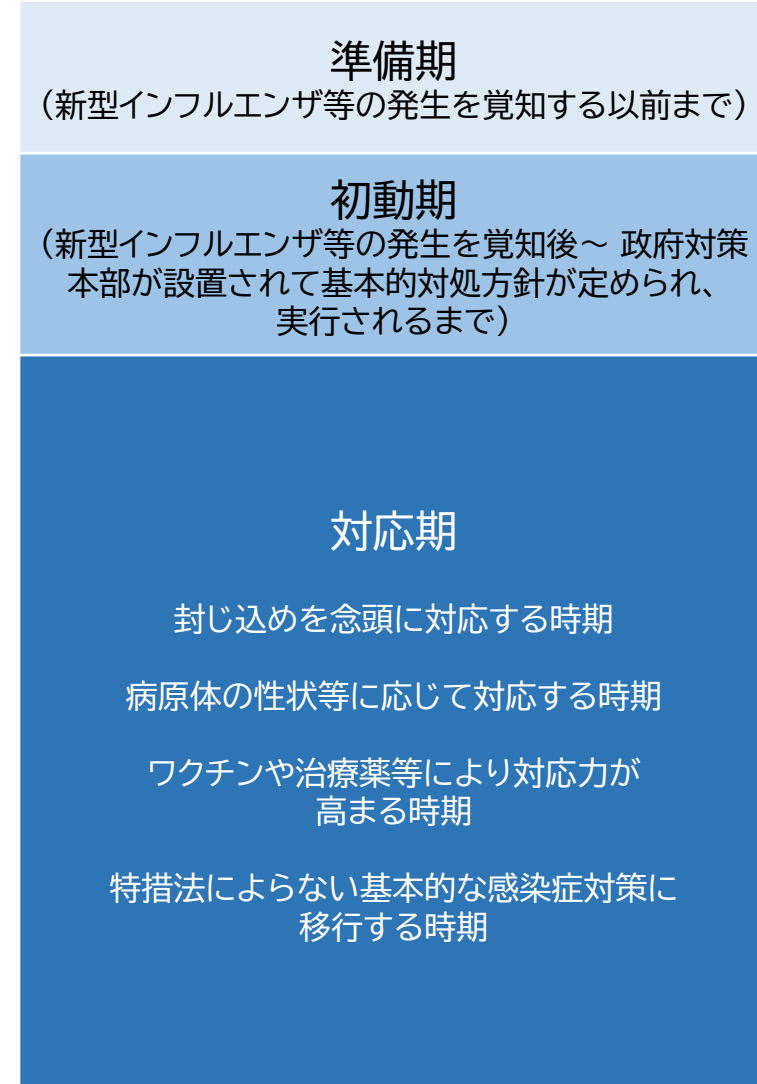


旧政府行動計画の発生段階 (国:5段階、地方:6段階)



改正後の政府行動計画の発生段階 (3段階)

※改定前後で一对一の関係にはないことに留意



政府行動計画の発生段階を踏まえ

区行動計画においても3段階で整理する方針

※感染症予防計画における各段階との関係は別途整理

計画の構成案

- 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の改定素案を踏まえ、以下のような構成を想定

はじめに

第1章 計画改定の目的

第2章 計画改定の概要



第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 対策の目的等

第3章 対策推進のための役割分担



第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2章 情報収集・分析

第3章 サーベイランス

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第5章 水際対策

第6章 まん延防止

第7章 ワクチン

第8章 医療

第9章 治療薬・治療法

第10章 検査

第11章 保健

第12章 物資

第13章 区民生活及び区民経済の安定の確保



第3部 区政機能を維持するための 区の危機管理体制

第1章 区の危機管理体制

第2章 区政機能の維持



資料編

1. 用語集

第1章 実施体制

準備期	初動期	対応期
○実践的な訓練の実施 ・区内関係機関との連携訓練の実施を検討 ・保健所での患者搬送訓練や防護服着脱訓練など実践的な訓練の実施検討、訓練の評価と計画の見直し ○区行動計画等の作成や体制整備・強化 ・健康危機管理連絡会での意見を聴きつつ、国や東京都の計画を踏まえ、区行動計画や業務継続計画を策定・変更 ・感染症危機管理人材の育成に向けた専門研修への参加 ○関係機関の連携の強化 ・国、東京都などと連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施 ・地区医師会等の関係機関との連携体制構築 ・連携協議会の協議結果等を踏まえた区予防計画の変更	○発生が確認された場合の措置 ・新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、対策本部を設置し、速やかな対策を準備 ・必要に応じて、人員体制の強化と全庁的な対応へ移行 ○迅速な対策の実施に必要な予算の確保 ・国からの財政支援の活用検討、地方債発行の検討、所要の準備を実施	○職員の派遣・応援への対応 ・新型インフルエンザ等のまん延により事務遂行が困難になった場合、東京都に対し事務代行を要請 ・区内での新型インフルエンザ等対策の実施において、必要に応じて、東京都や他区に対し応援を要請 ○必要な財政上の措置 ・国からの財政支援を有効活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保 ○緊急事態宣言の手続 ・緊急事態宣言がなされた場合、直ちに区対策本部を設置し、緊急事態措置に関する総合調整を実施 ○特措法によらない時期の体制 ・政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく区対策本部を廃止

第2章 情報収集・分析

準備期	初動期	対応期
○実施体制 ・有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究のための情報収集体制を整備 ○人員の確保 ・東京都や地区医師会等関係機関と適宜、情報伝達等の発生時対応訓練を実施し、即応体制を整備 ・有事の際に必要な検査体制に速やかに移行できるよう、世田谷区衛生検査センターの計画的な人員の確保や配置を実施	○情報収集・分析に基づくリスク評価 ・国のリスク評価等を踏まえ、東京都の判断に基づき、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を実施 ・国や東京都等から得られた情報や対策について、関係機関や区民等へ迅速に提供・共有 ・情報公表時の個人情報保護に十分配慮	○情報収集・分析に基づくリスク評価 ・新型インフルエンザ等の情報について、国際機関や研究機関からの情報収集と分析や政策上の意思決定に基づく包括的なリスク評価を実施 ○リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施 ・国や東京都の方針を踏まえ、区民生活及び区民経済への影響を分析、分析結果に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策の見直し ○情報収集・分析から得られた情報の公表 ・国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、区民等へ分かりやすく提供・共有 ・情報公表時の個人情報保護に十分配慮

第3章 サーベイランス

準備期	初動期	対応期
○実施体制 ・感染症サーベイランスシステムによる迅速かつ的確な情報収集・分析が行えるよう、東京都や関係機関と緊密な情報連携を構築 ○平時からの感染症サーベイランス※ ・季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況の把握 ・インフルエンザウイルスの型・亜型の把握と報告 ・動物由来感染症の監視と対策、鳥インフルエンザ発生時の連絡調整会議の開催 ○ODXの推進 ・業務のデジタル化、感染症サーベイランスシステムとの連携と活用、関係機関との新たな情報共有方法の検討 ○情報及び分析結果の公表 ・感染症サーベイランスの結果を区民へ分かりやすく提供・共有 ・情報公表時の個人情報保護に十分留意	○有事の感染症サーベイランスの開始 ・平時に加え臨時的なサーベイランスの実施、患者発生サーベイランスによる動向の的確な把握、保育園や学校等での集団発生の把握強化 ○感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表 ・感染症サーベイランスで収集した情報を、区民等へ分かりやすく提供・共有 ・必要に応じて、区対策本部に対し、感染者情報を提供・共有 ・情報公表時の個人情報保護に十分留意	○有事の感染症サーベイランスの実施 ・患者の全数把握の必要性に関する国の再評価に応じ、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制に移行 ○リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討、感染症対策の判断及び実施 ・インフルエンザサーベイランスを継続、病原性変化に注意しつつ、再流行を探知するため学校等での集団発生状況を監視 ○区民等への情報提供・共有 ・感染症サーベイランスで収集した情報を区民等へ分かりやすく提供・共有 ・必要に応じて、区長に対し、感染者情報を提供・共有 ・情報公表時の個人情報保護に十分留意

※感染症サーベイランス…感染症の流行を早期発見するため、感染症の発生状況を把握し、得られた情報を解析し、国民が疾病に罹患しないために還元・活用するもの

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	初動期	対応期
○区における情報提供・共有 ・平時から感染症に関する基本的な情報や対策を多言語かつ分かりやすく情報提供・共有 ○東京都と区の間での情報提供・共有 ・平時から感染症に関する情報提供、区民からの幅広い相談対応、関係機関への情報提供を推進 ・地区医師会、学校、感染症指定医療機関、消防機関等と連携体制を整備し、緊密な協力体制の確保 ・東京都や地区医師会等と情報伝達等の発生時対応訓練を実施 ○双方向のコミュニケーション体制の整備 ・区民の様々なニーズに対応できる電話相談体制を確保し、感染拡大時に速やかに体制を拡大できるように平時から準備を推進	○情報提供・共有の推進 <区における情報提供・共有> ・感染症に関する基本情報と対策の多言語での提供、病院等への感染防止情報提供と注意喚起、大規模イベント時のサーベイランス強化と情報共有、正しい知識の普及と差別・偏見の排除 ・動物由来や食品媒介感染症の予防に向けた監視指導と情報提供、衛生管理の普及啓発、重要情報の多様な手段での提供 <東京都と区の間での情報共有> ・「東京感染症アラート」の周知と運用 ・平時の情報提供、相談体制の確保と連携 ・関係機関との連絡協力体制の確保と情報共有 ・発生時対応訓練の実施や即応体制の整備 ○双方向のコミュニケーションの実施 ・相談や問合せ内容の一覧作成と庁内共有によるリスクコミュニケーションの実施	○情報提供・共有の実施 <区における情報提供・共有> ・双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーション体制の継続、電話相談や問合せ内容の共有と必要な対策の実施 <東京都と区の間での情報共有> ・東京都からの要請による患者の健康観察や患者支援の実施 ○双方向のコミュニケーションの実施 ・コールセンターの継続、区民との情報交換

第5章 水際対策

準備期	初動期	対応期
○水際対策の実施に関する体制の整備 ・検疫所及び港湾・空港関係機関との連絡体制確認 ・検疫所での隔離・停留に関する連携体制の検討 ・東京都や他自治体との連携による感染拡大防止体制づくり	○国、東京都との連携 ・国や東京都と連携した健康監視の実施 ・国から提供された質問票等による情報収集	○封じ込めを念頭に対応する時期 ・国や東京都と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を継続 ○病原体の性状等に応じて対応する時期 ・リスク評価に基づく水際対策に従い必要な対応を実施 ○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・国の水際対策の強化、緩和又は中止の方針に従って、必要な対応を実施

第6章 まん延防止

準備期	初動期	対応期
○新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進 ・区民へ協力と感染防止対策の周知 ・マスク着用、手洗い等の感染予防策の普及 ・発熱相談センターへの連絡と受診指導 ・学校・保育園での感染予防策の徹底 ・医療関係者への予防策徹底の呼びかけ ・保健所による対応準備と情報提供	○区内でのまん延防止対策の準備 ・東京都等と連携し、感染症法に基づく患者・濃厚接触者対応を確認 ・国の要請に基づき、業務継続計画に基づく準備を実施	○患者や濃厚接触者への対応 ・区民生活・社会経済活動への影響を考慮しつつ、国及び東京都と連携し、患者への対応(入院勧告・措置等)や濃厚接触者への対応(外出自粛要請等)等の措置を実施 ○その他の事業者に対する要請 ・東京都からの要請による不要不急の外出自粛や施設使用時の発熱者の利用制限、マスク着用の徹底等を周知 ・事業者に対し感染拡大防止策の協力を依頼 ・東京都が施設に対して行う臨時休業要請の周知

第7章 ワクチン

準備期	初動期	対応期
○研究開発 - 大学等の研究機関のワクチンの研究開発に係る人材の育成への協力及び活用 ○ワクチンの接種に必要な資材 - 区による資材の確保と準備、管理 ○ワクチンの供給体制 - ワクチン配送事業者の把握と登録、医療機関との連携による分配量の事前想定 ○接種体制の構築 【接種体制】医師会等と連携し、接種人員・会場・資材の確保と訓練を実施 【特定接種】地方公務員等への集団接種の実施準備、登録事業者への接種体制の支援、区職員への接種体制の構築 【住民接種】医師会等と協力した迅速な接種体制の整備、接種対象者の推計と会場確保 ○情報提供・共有 - ワクチンの役割や接種情報の提供と共有 - 予防接種施策推進のための連携強化 - 教育委員会を通じた情報周知と予防接種施策の推進 ○DXの推進 - 予防接種システムのデジタル化、スマートフォン通知と紙接種券の併用検討、デジタル化に対応できていない医療機関とのミスマッチ防止の環境整備	○接種体制 - 接種会場や医療従事者の確保を進め、接種体制を構築 - 準備した資材を適切に確保 ○接種体制 ＜特定接種＞ - 地区医師会等と連携し、医療従事者の確保に向けて登録事業者の支援を実施 ＜住民接種＞ ① 住民情報の管理と接種予定数の把握 ② 全庁的な接種実施体制の確保 ③ 業務担当の明確化と必要人員の確保 ④ 地域医師会等の協力による医療従事者確保 ⑤ 接種医療機関の確保と診療時間の調整 ⑥ 接種困難者への巡回接種体制の構築 ⑦ 臨時接種会場の運営方法の検討と要員確保 ⑧ 接種会場での救急対応と物資管理 ⑨ 感染性廃棄物の適切な保管と処理 ⑩ 接種経路の設定と会場確保の配慮	○ワクチンや必要な資材の供給 - ワクチン供給量、配送日程、必要な資材等の情報提供・共有により運営準備を的確に実施 ○接種体制 - 初動期に構築した体制で接種実施 ＜特定接種＞ - 地方公務員に対する集団接種の実施 ＜住民接種＞ - 接種体制構築と会場追加 - 感染対策や医療従事者対応 - 情報提供・共有を強化 ＜接種体制の拡充＞ - 高齢者施設等との連携で接種体制確保 ＜接種記録の管理＞ - システムを活用し接種記録管理 ○健康被害救済 - 予防接種による健康被害に対する相談、健康被害救済制度による給付対応 ○情報提供・共有 - 接種に関する情報提供や広報活動を強化

第8章 医療

準備期	初動期	対応期
○基本的な医療提供体制 - 東京都との役割分担と関係機関との連携、国の基準に従った有事の対応と地域の実情に応じた運用、平時からの医療提供体制準備と感染症危機時の適切な医療提供 - 発熱相談センターの早期整備と相談対応の実施 ○予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備 - 早期の診断と感染症指定医療機関での医療提供体制の確保 - 東京都と連携した医療提供体制と入院調整、医療人材確保と連携体制の強化 ○研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 - 保健所と関係部署の協力による研修・指導 - 情報システム活用による対応能力向上と業務負担軽減 ○東京都連携協議会等の活用 - 東京都連携協議会の活用と協議結果の確認、必要に応じた予防計画の変更	○医療提供体制の確保等 - 入院調整体制と相談・受診の確認、医療提供体制と受診方法の周知、迅速な検査体制の整備を実施 ○相談センターの整備 - 電話相談体制の強化と受診調整 - インターネット等を活用した周知 - 必要に応じて感染症指定医療機関への受診調整を実施	○新型インフルエンザ等に関する基本の対応 - 民間搬送事業者と連携し、患者や回復した者の移動手段を確保 - 地域の医療提供体制や受診方法の周知 ○時期に応じた医療提供体制の構築 <流行初期> - 医療確保措置協定の枠組みを活用し、関係機関との連携による診療・支援体制の整備、入院調整や情報共有を実施 - 相談センターにおける電話相談体制を強化し、適切な情報提供と一般医療機関への受診指導を実施 <流行初期以降> - 締結医療機関の枠組み活用と入院調整 - 自宅療養及び宿泊療養における症状把握のための体制確保 - 相談センターの強化を継続

第9章 治療薬・治療法

準備期	初動期	対応期
○治療薬・治療法の研究開発の推進 ・大学等の研究機関と連携した治療薬・治療法の研究開発に対し協力	○抗インフルエンザウイルス薬の使用 （新型インフルエンザの場合） ・患者治療優先のため濃厚接触者への予防投与見合わせ要請 ・国の決定に準じ、同居者への予防投与の継続可否を判断	

第10章 検査

準備期	初動期	対応期
○検査体制の整備 ・【移転に向けた区衛生検査センター体制整備】検査体制の拡充やBSLのレベルアップ、検査数の増強、安全確保のための動線分離と専門家の意見採用 ・【検査体制の整備】関係機関との役割分担と連携の構築、国内外の感染症発生情報を収集・報告 ○訓練等による検査体制の維持及び強化 ・計画的な人員配置、訓練活用、リーダー育成を通じた検査体制の強化 ・定期的な研修と計画の見直し ○検査実施状況等の把握体制の確保 ・国のシステムを利用した検査実施状況や陽性割合等の報告自動化による業務負荷軽減 ○研究開発支援策の実施 ・臨床研究の実施協力や治験参加への呼び掛け、診断薬の研究開発への医療機関を通じた協力	○検査体制の整備 ・検査体制立ち上げと検査能力の報告 ・情報収集と検査体制の拡充 ・【検体採取の実施体制】情報収集と検査体制の拡充、地域医療機関との連携、採取会場の選定と協議、試薬や器材の調達と備蓄 ○核酸検出検査の普及 ・検査試薬及び検査マニュアルの確認と対応 ・初期発熱外来未設立時の検査体制構築 ・病原体や検査精度の管理、検査機関への情報提供や技術指導の実施 ○研究開発による技術確立 ・検査法の臨床研究の実施協力、指針に基づく検査の実施	○検査体制の強化 ・検査体制の充実・強化、関係機関との連携、東京都との情報共有と協力 ○検査診断技術の確立と普及 ・検査方法の情報収集と関係機関への情報共有、臨床研究実施の協力と治験参加への呼び掛け ○診断薬・検査機器等の調達 ・診断薬・検査機器の周知と体制整備 ○検査実施方針の決定・見直し ・厚生労働省の方針を参考にしつつ、検査キャンペーンやニーズに基づく検査方針の決定

第11章 保健

準備期	初動期	対応期
○人材の確保 - 流行開始1か月間の業務量に対応する人員の計画的確保、外部の専門職(IHEAT等)の活用、IHEAT要員の受入体制整備等を実施、有事対応の組織図・人員リストの作成・更新 ○業務継続計画を含む体制の整備 - 保健所の感染症有事体制人員確保状況を毎年度確認、医療機関・民間検査機関との検査体制確保、有事対応業務の整理・ICT活用による業務効率化 ○研修・訓練の実施 - 感染症危機管理の専門的研修・訓練の実施、実践型訓練の導入(初動対応、感染症業務、情報連絡等)、IHEAT要員への実践的訓練実施、対策本部設置訓練の全庁の実施 ○多様な主体との連携体制の構築 - 東京都連携協議会の活用、関係機関との協議による予防計画の変更、東京都や近隣自治体、関係機関等との連携を強化 ○保健所及び地方衛生研究所等の体制整備 - 業務量増大に対応する情報集約・業務配分の最適化、研修・訓練の強化、ICT活用による業務効率化、健康危機対処計画の策定・定期的な見直し等を実施 ○DXの推進 - 感染症サーベイランスシステムと連携したデータベースの活用などデジタル技術を積極的に活用 ○情報提供・共有、リスクコミュニケーション - 情報提供・相談体制の整備、双方向の情報共有等を実施	○有事体制への移行準備 - 保健所の業務執行体制の切り替え - 保健所及び区衛生検査センターの有事体制への準備状況の把握と検査体制立ち上げ - 保健所の全所対応体制への移行と応援受入体制の整備 - 区衛生検査センターと民間検査機関との連携 - 必要な物資・資機材の調達準備 - 感染症に関する調査研究や治療薬等の研究開発に積極的に協力 ○区民への情報提供・共有 - 相談センターの設置と感染症指定医療機関への受診周知 - 情報提供・共有のホームページ、Q&A、コールセンターの設置と双方向コミュニケーション ○発生確認時の初動対応 - 疑似症患者の積極的疫学調査及び検体採取 - 暫定症例定義の該当患者の疑似症届出を行うよう通知 - 疑似症患者の報告と要請に応じた検体の確保 - 厚生労働省からの要請に応じた検体の送付 - 積極的疫学調査及びリスクコミュニケーションへの対応	○有事体制への移行 - 感染症有事体制への迅速な切り替えと応援職員派遣 - IHEAT要員への支援要請と調整 - 感染症の調査研究や治療薬開発への協力 ○主な対応業務の実施 【相談対応】相談センターの強化と発熱外来受診促進 【検査・サーベイランス】必要な検査実施とサーベイランス体制の移行 【積極的疫学調査】東京都と連携した積極的疫学調査の実施と活用 【入院・療養調整】入院調整や自宅療養者への生活支援、相談や療育環境整備への対応 【健康観察・生活支援】療養者の健康管理と必要物資の支給、健康状態報告のシステム活用による効率化 【健康監視】検疫対象者の健康状況の把握 【情報提供・リスクコミュニケーション】住民への情報発信と適切な配慮 ○感染状況に応じた取組 <流行初期> - 感染症有事体制への迅速な移行と業務の効率化、地域流行状況に応じた検査能力の強化 <流行初期以降> - 業務負荷や感染動向を踏まえた体制調整 <基本的な感染症対策に移行する時期> - 有事の体制等の段階的な縮小についての検討、実施

第12章 物資

準備期	初動期	対応期
○感染症対策物資等の備蓄 ・区の庁舎内スペースと近隣施設の活用検討 ・必要なICT機器の購入・リース方法と迅速な調達準備 ・PPE等の感染症対策物資の事前確保と地域事業所の協力検討 ・支援物資の確保方法と保管方法の検討 ・長時間勤務の職員の食料品・日用品の確保・管理検討 ・搬送従事者のための個人防護具の備蓄推進	○感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・区の庁舎内スペースと近隣施設の活用 ・必要なICT機器の確保 ○円滑な感染症対策物資等の調達に向けた準備 ・平時より確保したPPE等の感染症対策物資の配分に向けた準備 ・国、都及び地域の事業所等と連携した、感染症対策物資の確保	○感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 ・初動期で準備した感染症対策物資等の適切な配置 ・長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえた、感染症対策物資等の安定的な確保 ○備蓄物資等の供給に関する相互協力要請 ・必要な物資及び資材が不足するときは、国及び都に対し、備蓄する物資及び資材の供給に関し調整するよう要請

第13章 区民生活・区民経済の安定の確保

準備期	初動期	対応期
○情報共有体制の整備 - 区は、関係機関や部局間で情報共有体制を整備 ○支援実施に係る仕組みの整備 - 区は、DXを活用し、デジタルに不慣れな方にも配慮しつつ、支援金等の給付・交付等の適切な仕組みを整備 ○物資及び資材の備蓄 - 区は、必要な食料品や生活必需品等を備蓄 ○生活支援を要する者への支援等の準備 - 区は、東京都と連携し、要配慮者の把握と具体的手続きを準備 ○火葬体制の構築 - 区は、火葬体制を調整し、関係機関と連携して適切に実施できるよう準備	○遺体の火葬・安置 区は、東京都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の能力を超えた場合、一時的な遺体安置施設を準備	○住民の生活の安定の確保を対象とした対応 <心身への影響に関する施策> - 心身への影響を考慮し、メンタルヘルスや高齢者支援策を講じる <生活支援を要する者への支援> - 要配慮者への生活支援を関係団体へ協力を依頼 <教育及び学びの継続に関する支援> - 学校休業時等での教育や学びの継続支援を行う <生活関連物資等の価格の安定等> - 物価安定のため、買占めや値上げ防止策を講じる <埋葬・火葬の特例等> - 火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、世田谷区地域防災計画に準じて、公共施設等を使用して、遺体収容所を設置する ○社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 <事業者に対する支援> - 経営支援措置を講じ、地域経済の安定を図る <区民の生活及び区民経済の安定に関する措置> - 東京都は、水供給の安定化措置を講じる

第1章 区の危機管理体制

- ・平常時(未発生期)には、庁内に「世田谷区新型インフルエンザ等対策委員会」を設置し、新型インフルエンザ等の発生に備えた総合的な対策について検討。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、区は設置基準に基づき「世田谷区新型インフルエンザ等対策本部」を設置。

区対策本部の設置基準		
状況		体制
平時(未発生期)		世田谷区新型インフルエンザ等対策委員会を設置(新型インフルエンザ等感染症の発生時における区民の健康被害及び区全体の社会機能・経済活動の低下を防止するため総合的な対策を検討)
新型インフルエンザ等感染症の発生時	特措法により府県対策本部及び東京都対策本部が設置された場合	区対策本部を設置(特措法に基づかない任意設置)
	緊急事態宣言が国から発せられた場合	区対策本部を設置(特措法に基づき設置)

本部運営の要点
①区対策本部に対する共通認識 ア)区としての新型インフルエンザ等感染症への対応方針や対策を「決定する場」としての対策本部会議 イ)構成メンバーは世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成22年規則第32号)で規定された「区の全所管であり、対策本部会議及び部／班が設置される」
②情報共有の場(連絡会など)の定期的な開催 本部会議を「決定する場」として機能させるため、連絡会議のような、「情報共有の場」を定期的に開催
③BCPの発動と業務の縮小・休止の判断 区対策本部の意思決定の下、全庁体制でのBCPの発動と業務の縮小・休止の判断を行う必要があるため、あらかじめ区としての方針を決めておく。
④対策本部会議のDX推進 新型コロナウイルス感染症対策本部のオンライン会議開催実績等を踏まえ、引き続きオンライン会議を活用した、迅速かつ効率的な会議運営が求められる。

第1章 区の危機管理体制

- ・区対策本部に「戦略方針企画部」及び「区対策本部及び戦略方針企画部事務局」(以下「本部事務局」という。)を設置する。
- ・健康危機管理連絡会を区対策本部の助言機関と位置付ける。
- ・区対策本部の具体の対策を担う各班は、アコーディオン式※に、感染状況や業務継続態勢区分の発動状況に応じ、増設(廃止)を行う。
- ・区対策本部内の各班のうち、世田谷保健所で活動する班を「現地対策本部」(本部長:保健所長)と位置づけ、感染症対応のオペレーションを担うとともに、戦略方針企画部への情報集約を行う。

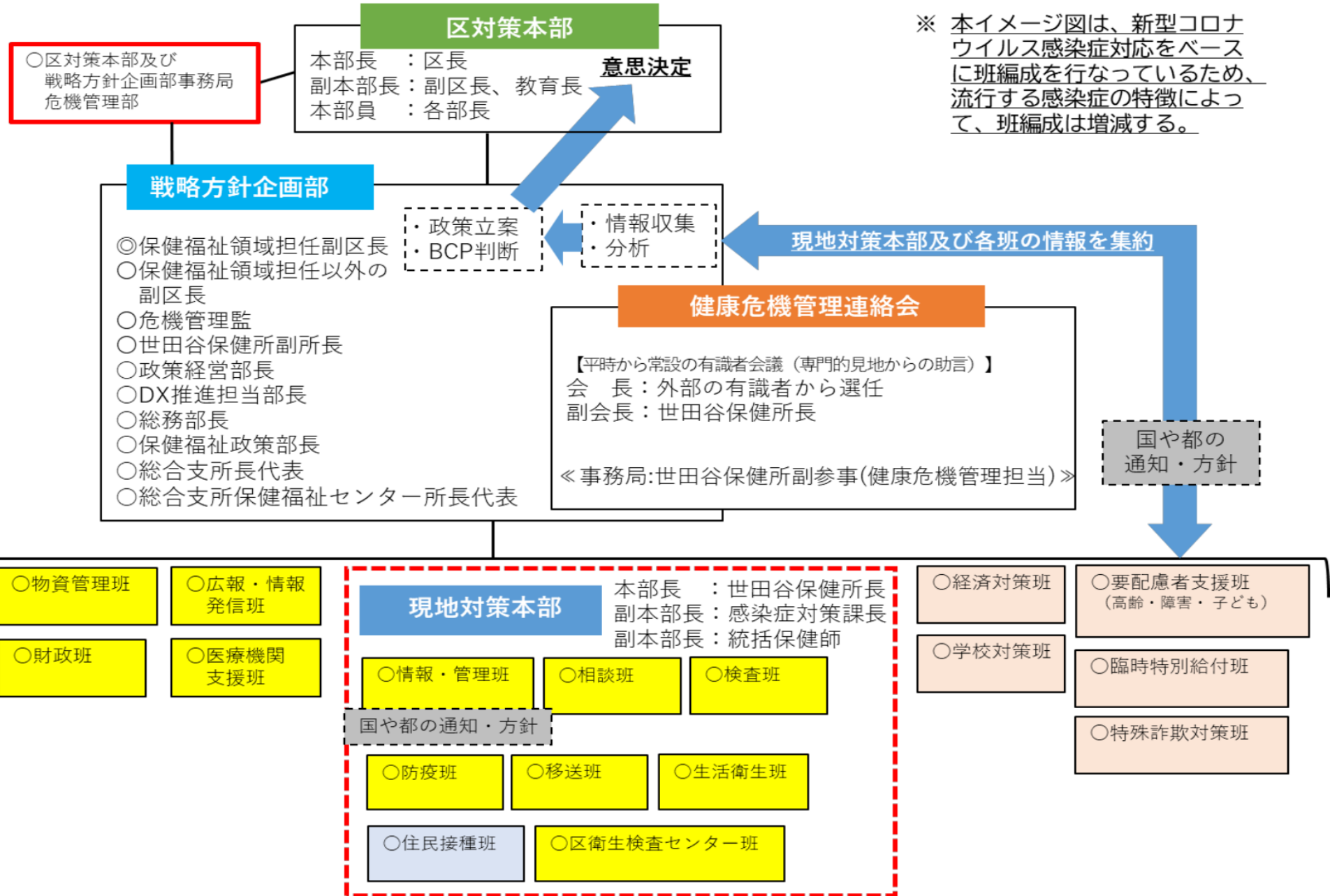
※アコーディオン式

…柔軟に伸縮する仕組みのこと。新たな本部体制については、班ごとに開設時期が異なる想定としており、感染状況等に応じて柔軟に各班を増設・廃止する。

区対策本部体制の編成	
編成	役割等
○区対策本部	本部長:区長 副本部長:副区長、教育長 本部員:各部長
└戦略方針企画部	部長:保健福祉領域担任副区長 役割:①情報収集 ②分析 ③政策立案 ④BCP判断
└本部事務局	担当:危機管理部 役割:本部会議の運営等
○世田谷区健康危機管理連絡会	役割:区対策本部の助言機関 区と医療機関等の関係機関の情報共有
○各班	役割:区対策本部の具体の対策 編成:アコーディオン式に、感染状況等に応じて増設(廃止)
└現地対策本部	本部長:世田谷保健所長 役割:感染症対応のオペレーション ①相談 ②地域の医療・検査体制整備 ③積極的疫学調査 ④健康観察・生活支援 ⑤移送 ⑥入院・入所調整 ⑦水際対策

第3部 区政機能を維持するための区の危機管理体制

区対策本部
体制の
イメージ



第2章 区政機能の維持

・平時より非常時において継続する業務を定めるとともに、区対策本部等による意思決定の下で、感染拡大防止対策や最低限の区民生活の維持等に必要な業務の継続等の対応を図る。さらに新たに発生する感染症対応業務に人員体制を振り向ける。

感染症発生時の業務区分

業務区分			業務区分の考え方
非常時優先業務	業務 応急	感染症対応業務 (S業務)	・感染拡大防止や感染予防等のために新たに発生、強化する業務 ・区民・利用者感染症の脅威から守り、感染拡大防止のために応援体制を組んでも緊急に実施すべき業務
	通常業務	継続業務 (A業務)	・中断や中止をすると区民生活等に重大な影響を与えるため継続をしなければならない業務 ①区民の健康・生命に関わる業務 ②区民及び職員の生活の維持に不可欠な業務 ③重大な安全に関わる業務 ④休止することが法令違反となる業務 ⑤業務を継続するのに必要な基盤業務 など
縮小業務 (B業務)		・中断や中止をしても区民生活等に与える影響が比較的少ない業務 ・業務の性質はA業務に当てはまるものの、感染症流行時においては対応件数減等により体制を縮小して運営することが可能な業務	
停止業務		休止業務 (C業務)	・感染症流行時に積極的に停止すべき業務 ・集合型イベントや各種講座等、実施すると感染拡大につながる恐れのある業務 ・不特定多数の人が集まる場の提供に関する業務のうち、社会経済活動維持への直接の関係が少ない業務 ・業務の性質上、不急と考えられる業務

第2章 区政機能の維持

- ・発生状況に応じた業務執行体制の切り替えにあたり、事前命令として態勢を組むことをあらかじめ定めておく。
- ・新興感染症発生時に利用できる人材、物資、財源等の資源が制約を受けた場合、又はその恐れがある場合、区対策本部の決定により業務継続態勢を発動する。
- ・各課は、非常時優先業務(感染症対応業務、業務継続の優先度の高い通常業務)を実施し、それ以外の通常業務を積極的に縮小・休止する等、区として適切に業務を執行する。

態勢	発動条件	区対策本部	態勢
—	平時	新型インフルエンザ等対策委員会	
警戒態勢	海外でパンデミックの恐れのある感染症発生、国内での発生が予見	特措法に基づかない任意の区対策本部	
インフル対策C態勢	職員の欠勤率が10%を超えた場合 ※まん延防止等重点措置(相当)	特措法に基づかない任意の区対策本部	職員が20%欠勤した場合でも対応できる態勢に移行し、新たに生じる感染症対応業務も含め対応する
インフル対策B態勢	職員の欠勤率が20%を超えた場合 ※緊急事態宣言(相当)	宣言発令中は特措法に基づく区対策本部	職員が40%欠勤した場合でも対応できる態勢に移行し、新たに生じる感染症対応業務も含め対応する
インフル対策A態勢	職員の欠勤率が40%を超えた場合 ※緊急事態宣言(相当)	特措法に基づく区対策本部	・職員が40%欠勤した場合でも対応できる態勢に移行する ・区対策本部において、休止又は態勢を縮小する特定の業務・施設を定める ・延期・休止となった事務事業の状況を踏まえ、該当する所管より人員を拠出し、新たに生じる感染症対応業務も含め対応する